

○郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱

平成29年3月31日告示第42号

郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、郡上市内企業の雇用の確保と地域の活性化を図るため、市内に移住し、市内企業に就職した者に対し、予算の範囲内で郡上市就職促進家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 市内に本店又は事業所を有する法人若しくは個人等をいう。
- (2) 正規雇用者 正規従業員として雇用期間の定めのない雇用であって1週間の所定労働時間が20時間以上の労働契約を締結する者をいう。
- (3) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する市の住民基本台帳に記録されること（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校
- (5) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。
- (6) 借家等 市内における民間の借家又はアパート等（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮等及び公共的団体が管理運営する住宅を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 市に住民登録をした日の年齢が55歳以下であること。ただし、夫婦での入居の場合、夫婦のいずれかの年齢が55歳以下であること。
  - (2) 平成29年3月1日以降に市内企業等に正規雇用者として就職又は就業し、市に住民登録をした日から1年以内（再転入の場合は、郡上市からの転出日と郡上市への再転入日の間が1年以上経過していること）に補助金の申請を行う者及び市に住民登録をして市外に居住する者で、大学等の卒業の日から1年以内に市内企業等に就職した者
  - (3) 借家等を借り上げ、月額3万円以上の家賃を支払う者
  - (4) 借家等に入居する世帯全員が、公務員又は独立行政法人及び地方独立行政法人の役員若しくは職員でない者
  - (5) 借家等に入居する世帯全員が、市税を滞納していないこと。
  - (6) 地域住民との交流を積極的に図ることができる者
  - (7) 市内に引き続き3年以上生活の本拠として居住する意思のある者
  - (8) 補助対象事業の対象経費と重複して他の補助金の適用を受けていない者
  - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
  - (10) この告示による補助金の交付を受けたことがない者
- 2 前項の規定にかかわらず、事業所の人事異動等により市内に3年以上居住する見込みがないと市長が判断したものは、補助金の交付対象者としない。

(補助金の額及び交付期間)

第4条 補助金の額は、支払った家賃の月額（共益費等を除く。）と当該借家等に附属する駐車場の借上料の合算額（以下「家賃等」という。）から住居手当を差し引いた額の2分の1以内で、2万円を超えない額とする。

- 2 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、交付の決定した日の翌月から交付する。

- 4 補助金の交付期間は、36月を限度とする。
- 5 前項の補助金の交付期間は、家賃等の月額算定の根拠となる期間による月数で算定するものとし、日割計算等による家賃等の支払いがある場合は、その月の翌月から交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、就職促進家賃助成事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、次項に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(世帯員の住民登録地が確認できるもの)
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 世帯全員の状況及び住所歴・職業歴(様式第2号)
- (4) 定住に関する誓約書(様式第3号)
- (5) 雇用通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出は、住民登録をした日から1年以内に行わなければならない。ただし、大学等に在学し市に住民登録をして市外に居住する者で、市内企業に就職した者については、大学等を卒業した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

3 前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする場合は、毎年4月末までに就職促進家賃助成事業補助金交付継続申請書(様式第1号の2。以下「継続申請書」という。)に、住宅の賃貸借契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、提出された申請書又は継続申請書及び添付書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、就職促進家賃助成事業補助金(変更)交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、補助金申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、補助金の交付が適当でないとき、就職促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金申請内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助金申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合は、就職促進家賃助成事業補助金変更承認申請書(様式第6号)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金額又は補助金の交付期間を変更すべきものと決定した場合は、決定通知書により当該補助金交付決定者に通知するものとする。

3 月の途中での転居等の理由により、前項の規定による補助金の交付期間の短縮を決定する場合の交付期間の取扱いについては、1月に満たない期間は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の請求等)

第8条 補助金交付決定者は、当該補助金について4月分から9月分までを前期分、10月分から翌年3月分までを後期分として、前期分は9月末日までに、後期分は翌年3月末日までに就職促進家賃助成事業補助金交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃の支払いを証明する書類(領収書の写し等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、前項に規定するそれぞれの請求があった月の翌月の末日までに、補助金交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定者が、市外へ転出したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前2号のほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。た

だし、市長が返還請求をしないと認めるものは、返還請求を行わない。

3 市長は、補助金交付決定者が第8条第1項に規定する補助金の請求に係る交付日において、市外に転出しているとき又は明らかに今後定住が見込めないものと認めるときは、当該請求に係る補助金の全部を取消し、補助金を交付しない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。